

令和7年度  
藤沢市公の施設指定管理者評価委員会  
評価結果

藤沢市公の施設指定管理者評価委員会

2026年（令和8年）3月

# 目 次

1	実施目的	・・・ 1
2	評価対象施設	・・・ 1
3	評価方法	・・・ 1
4	評価結果	
	(1) 老人福祉センター	
	ア 評価結果シート	・・・ 2
	イ 指定管理者に対する委員からの意見	・・・ 3
	ウ 施設所管課に対する委員からの意見	・・・ 3
	(2) 自転車等駐車場	
	ア 評価結果シート	・・・ 4
	イ 指定管理者に対する委員からの意見	・・・ 5
	ウ 施設所管課に対する委員からの意見	・・・ 5

## 1 実施目的

藤沢市公の施設指定管理者評価委員会評価（以下「指定管理者評価」という。）は、公の施設における適切なサービス水準の確保を目的として実施します。指定管理者評価の結果や指摘事項については、各施設のモニタリング項目に位置付け、定期的な履行確認を行うことで継続的な質の向上を図ります。さらに複数の施設を単一の評価委員会で評価することで、施設間の相対的な評価や全施設共通の課題の抽出につながり、市の施設全体におけるサービス水準の向上を目指します。

## 2 評価対象施設

令和7年度における評価対象施設は次のとおりです。

評価は、基本協定書ごとに行うものとし、一つの協定書で複数施設を対象としている場合は、一括して一つの評価単位として扱います。

No.	評価対象施設名	施設数	所管課
1	老人福祉センター	3	高齢者支援課
2	自転車等駐車場	27	道路下水道総務課

## 3 評価方法

### (1) 評価者

「藤沢市公の施設指定管理者評価委員会の設置に関する規程」に基づき設置された評価委員会の委員（以下「評価者」という。）が、評価対象施設すべての評価を行うものとし、

委員長：市長室長 委員：学識経験者、財務の専門家、労務の専門家、市職員
--

### (2) 評価者による評価

評価者は、評価用資料集等の確認、現地視察及びヒアリング等を踏まえ、評価対象施設ごとに評価を行います。評価は、Aランク（高く評価できる。評点4点）、Bランク（水準どおり。評点3点）、Cランク（水準に満たない点がある。評点2点）、Dランク（改善すべき。1点）の4段階により行います。

評価委員会としての評価は、評価項目及び総合評価において、各評価者が行った評価の平均値（小数点以下は四捨五入）に相当する評価ランク（A、B、C、Dの4段階）で表すとともに、評点の平均値を併記します。

4 評価結果  
 (1) 老人福祉センター

ア 評価結果シート

施設名	老人福祉センター	施設数	3施設
指定期間	2023年（令和5年）4月1日から2027年（令和9年）3月31日まで		
指定管理者	社会福祉法人藤沢市社会福祉協議会	市施設所管課	高齢者支援課

	高く評価できる	水準どおり	水準に満たない点がある	改善すべき
ランク	A	B	C	D
評点	4	3	2	1

評価区分 -評価項目	評価委員会の評価					
	※評価の平均値（小数点以下は四捨五入）に相当する評価ランク					
	評価者の評価構成					
	A	B	C	D	評点平均	
①指定管理者としての基本的要件、団体の適格性	B	0人	5人	0人	0人	3.0
②施設の管理運営、施設の効用の発揮	B	0人	3人	2人	0人	2.6
③安全対策及び危機管理	B	1人	4人	0人	0人	3.2
④利用者視点	B	0人	4人	1人	0人	2.8
⑤施設経営	B	0人	5人	0人	0人	3.0
⑥特定項目	B	0人	5人	0人	0人	3.0
総合評価	B	0人	5人	0人	0人	2.9

#### イ 指定管理者に対する委員からの意見

- ・現在の位置づけの中では適切な運営が行われていると考えられるが、さらなる施設の活用が行われることが望まれる。
- ・当該施設に関する直接経費等のみを収支計画及び報告に計上しており、本部等が実施している管理（人事・給与支払・会計報告・システム管理等）にかかる経費については含めていないとのことだが、実態を明確にするために、当該コストも計画及び報告に含めるようしていただきたい。
- ・安定した施設運営、安全管理、利用者意見の反映、地域連携は高く評価。
- ・利用者数のさらなる回復・増加が今後の主要課題。
- ・市と連携しながら、魅力ある事業展開による機能強化が期待されている。
- ・出勤簿の管理は、第三者が見ても一目瞭然で労働時間が把握できるように整備をしていただくことが望ましい。

#### ウ 施設所管課に対する委員からの意見

- ・当該施設について、「老人福祉センター」として存続させるのか、他の世代も含めた居場所としての機能を重視していくのか、名称変更等も含め今後における活用を明確にしていくことが重要だと思われる。なお当該指定管理に係る消費税等について、福祉事業に関するものであっても課税対象とされることもあるため十分に留意するとともに、協定等においてその取り扱いを明示することが望まれる。
- ・指定管理者の選定時における収支計画と実際の収支状況についてモニタリングは必要と思われる。なお、収支計画や実績における消費税等や本部費についての計上や記載のルール（例えば管理費は個別の科目には含めず一括して表示し、指定管理料の10%を超える場合は具体的な内容を示す等）が定まっておらず状況の把握や比較ができない状況となっている。選定時の計画と実施状況をモニタリングする意味でもなんらかの基準を設けるべき。
- ・回数券は金券であり本来は使用状況を厳密に管理することが必要。そのためにはシステムや人的なコストが大きく現実的ではないと思われる。現状のように簡便的に販売時に収入計上するために、発行日より3か月以内を使用期限とする等の短期間で使用される仕組みをつくる必要があると思われる。
- ・施設利用者の利便性は大事だが、労務管理の視点から、“労務に関する規定が整備されている”だけでなく、指定管理者内部の従業員の労基法、安衛法にかかわる視点からも管理ができるようにする必要がある。

以 上

(2) 自転車等駐車場

ア 評価結果シート

施設名	自転車等駐車場	施設数	27施設
指定期間	2022年（令和4年）4月1日から2027年（令和9年）3月31日まで		
指定管理者	公益財団法人藤沢市まちづくり協会	市施設所管課	道路下水道総務課

	高く評価できる	水準どおり	水準に満たない点がある	改善すべき
ランク	A	B	C	D
評点	4	3	2	1

評価区分 -評価項目	評価委員会の評価					
	※評価の平均値（小数点以下は四捨五入）に相当する評価ランク					
	評価者の評価構成					
		A	B	C	D	評点平均
①指定管理者としての基本的要件、団体の適格性	B	0人	4人	1人	0人	2.8
②施設の管理運営、施設の効用の発揮	B	0人	4人	0人	1人	2.6
③安全対策及び危機管理	B	0人	5人	0人	0人	3.0
④利用者視点	C	0人	1人	3人	1人	2.0
⑤施設経営	C	0人	3人	1人	1人	2.4
⑥特定項目	B	0人	5人	0人	0人	3.0
総合評価	B	0人	4人	1人	0人	2.6

#### イ 指定管理者に対する委員からの意見

- ・施設の管理仕様に沿った運営が概ね実施されている。
- ・自転車等駐車場の指定管理者として効率性を図ることとシルバー人材センター事業者として収益を確保することは利害が相反する部分があると外部からは見えるため留意が必要である。
- ・20年以上にわたり指定管理者を務めており、蓄積されたノウハウを活かした柔軟な管理運営が行われている。
- ・利用者の視点を重視し、課題解決に向けた取り組みが評価されている。
- ・利用者の視点に立った運営管理を引き続き行うとともに、より効率的な管理を行ってほしい。
- ・高齢者の雇用促進に寄与するため、シルバー人材センターの会員を係員として配置している。
- ・接遇の向上に向けた取り組みが実施され、サービスの質の向上に向けて努力している。
- ・人事労務管理は、今後さらに厳格化する方向にあり、タイムカードを適正に管理をしている証拠が必要になるため、第三者が見ても適正に管理しているとわかるように整備が必要。
- ・有人施設における利用者サービスについて、継続的な改善を行い、さらなる満足度の向上に努めていただきたい。

#### ウ 施設所管課に対する委員からの意見

- ・当該事業における市への納付金については、指定管理者選定時に提出された事業計画と実績に大幅な乖離が生じている状況である。指定管理者選定の際の計画に大きな変化が生じた場合には、その原因や協議内容等について明文化し残しておくべきである。
- ・藤沢市の自転車駐車場事業についての中長期の方針（機械化の方針等を含む）を明確にし、指定管理者の選定を行う際には、その方針による影響を加味し、計画を行うよう指示していただきたい。
- ・施設利用者の利便性は大事であるが、労務管理の視点から、” 労務に関する規定が整備されている” だけでなく、指定管理者内部の従業員の労基法、安衛法にかかわる視点からも管理ができるようにする必要がある。
- ・指定管理者選定時に想定した指定管理の計画と実際の実施状況についての乖離が生じている場合に、その理由と変更についてどのように決定されたかを点検項目に加えるべきである。
- ・指定管理事業にかかる消費税及び本部費の考え方については、収支に大きな影響を与えるので、指定管理者からの収支計画及び報告についての取り扱いを共通事項として指針等に明記するべきである。

以 上